

**綱 領**

1. 吾々の労働は、社会正義を通じて、労働者の生活を安定向上させることである。
2. 吾々の労働は、常に暴力と独裁を排し、自由と民主主義の発展を期することである。
3. 吾々の労働は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、人道的任務の達成に寄与することである。

# 日赤新勞

第71号  
昭和50年  
10月25日  
発行

発行所  
日本赤十字  
新労働組合連合会  
(日赤新勞)  
東京都港区西久保  
広町35 (庚申ビル)  
TEL 03-432-1089  
発行責任者  
等々力重信

## 昭和50年度 第2回中央委員会をひらく



10月12~13日にひらかれた第2回中央委員会 (単組代表含む)

### 賃上げ、年末手当などで

### 10月12日~13日 宮城県婦人会館 幹部教育研修会も実施

昭和五十年十二月十二、十三日の両日、宮城県婦人会館において第一回中央委員会(単組代表を含む)が開催され、議長に郡司敏男(大田原日赤)、副議長に高橋利行(福島日赤)の両氏を、また書記に梅村正一氏(名二日赤)をそれぞれ選出、二日間亘る討議ならびに研修がおこなわれた。本中央委員会においては、五十年度ベア、昇格基準、年末手当などの討議がおこな

一、ベアスアツプについて  
社が提示した八千円の暫定支払額について昇給額がこれを下回る段階が生ずるので、これに對

二、昇格基準について  
昇格基準については、かねてより、新勞としてこれが改善を要求しているところであるが、

公務員給与改訂が、人勸完全実施とされた関係上、それを上回る要求を出している新勞としては、引き続き強い交渉を続

けており、本社の改善案も示されているのであるが、さきに本社が提示した八千円の暫定支払額について昇給額がこれを下回る段階が生ずるので、これに對

し、妥結については本部一任と今回本社から「別記」(二面)のとおり改善案が提示された。これは相当の進歩改善と信ずるものであるが、なお次のような修正要求をすることとした。

「四項目のうち、三項を削除する方向に進め、字句の修正については本部に一任する」

昇格基準については、かねてより、新勞としてこれが改善を要求しているところであるが、

純一要求として、三十七割プラス三万円とすることに決定し、二十三万九千二百五十六円となり、これを贈られた組合の皆さんによるしくとの報告があった。

この度、日赤本部書記局長として、昭和五十年十月一日より勤務されることになりました。当年五十六歳であるが、身体はいたって健康であり、勤務状態、協調性等から見て、今後の活躍が期待されます。



村井 正寿氏

### 部会報告

支部、血せ、病院、それぞれ隊長を選び、諸問題を討議した。その主なる事項は、

□書記局よりのおねがい□  
組合出張(大会並びに中央委員等)の際、旅費支給に当たり、領収に対しては、会計監査の要請により、当事者が印鑑を押さなければ支払いができないことになっております。

### 四、本部書記局について

村井正寿氏を常務顧問として採用することを全員承認。

支那部会  
天下り人事の排斥  
定年制について  
夏期休暇について  
乳児院の労働問題について

### 五、規約第二十

審議する予定であったが、提案者の取り下げがあったので、これを承認。

センター部会  
休日出勤、休日の出張球血について  
時間外勤務並びに定員増加について  
病院部会  
看護婦の夜間送迎の件

### 六、高知日赤新労働組合員に対する台風五号水害への見舞金について

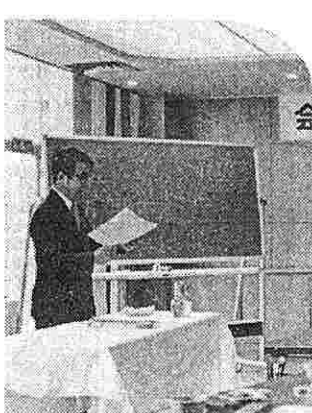
十月十三日現在、全国新労働組合から寄せられた見舞金は、二十三万九千二百五十六円となり、これを贈られた組合の皆さんによるしくとの報告があった。

この度、日赤本部書記局長として、昭和五十年十月一日より勤務されることになりました。当年五十六歳であるが、身体はいたって健康であり、勤務状態、協調性等から見て、今後の活躍が期待されます。

### 「現情下の労働運動」

### 東北大学 大内秀明教授が講演

去る十月十一日(日)、午前九時から12時まで仙台市婦人会館において、東北大学教養学部教授・大内秀明先生を講師に招き、「今後の日本経済と労働組合のあり方」というテーマで講演していただき、現在の社会の現況を認識する上で意義深い学習会であった。話し方は出席者に理解しやすく、おもしろ、おかし、ユーモラスに聴講者をおどかし、会にもかわからず聴講者の質問



講演する大内秀明教授

を制限すると言った状態で、非常に名残りの惜しいものとなった。講演の内容については、  
① 高度成長経済から低成長経済とされる時代となり、消費

い。もっと、それぞれの中身をよくみきわめ、事態を冷静に受け止めるようにして事に対処する。国内的にも過去に例をみない大型で、かつ新型の不況であること。

② 日本人はマスコミにかま

るようにはしなければならない。

【別記】

### 職員の昇格実施取り扱ひ要領(案)

- この要領は、職員給与要綱第16の2の運用に関するものであって、この要領に基づき当該職員を昇格させる場合は、社長の承認があったものとして昇格させることができること。
- この要領に定める別表の昇格基準表(以下「基準表」という。)に掲げる職名に任用され又は標準的職務内容の業務に従事している職員が、基準表に掲げる要件に達したときは、当該要件に達した日の属する月以降における直近の昇給日(1.4.7.及び10月の各月の初日)において昇格させることができるものとする。ただし、この基準表の適用に当って、当該施設における当該職種にかかる初任給号俸が標準的初任給基準号俸(以下「基準号俸」という。)より1号俸以上上下している場合は、基準表の昇格基準号俸より1号上下した号俸を基準とするものとする。
- 前項の定めにかかわらず、昇格の趣旨にかんがみ、実施にあたっては昇格させようとする当該職員の勤務成績及び業務遂行能力(老齢化を含む。)を慎重に勘案して、単に当該要件に達したことの故をもって昇格させることは厳にさけるべきであること。
- 本要領に基づく昇格実施は、昭和50年10月1日(妥結の日とする。)から適用すること。

### 昇 格 基 準 表

	現行の役職名又は標準的職務内容	等 級	昇格させようとする等級又は職務内容	要 件				備 考	
				学歴免許	在職年数(含経年数)	在級年数	基準等級号俸		
一 般 職	本社係長(乙)、主査(乙)、支部係長(甲)、主査(甲)、施設の事務長及び保母長、医療施設の係長(甲)、医療社会事業係長(甲)、血液センターの係長(甲)、看護学院の舎監(甲)	E	D			2	E-9以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から係長等に任用されている者については、左記の要件の他に在職年数7ヶ年以上を必要とすること。	
							E-12以上		本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から係長等に任用されている者については左記要件の他に在職年数10ヶ年以上を必要とすること。
	支部、医療施設及び血液センターの係長(乙)、支部の主査(乙)、医療社会事業係長(乙)、看護学院の舎監(乙)			大 学		E-12以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から事務職員(甲)として任用されている者については、左記要件の他に在職年数13ヶ年以上を必要とすること。		
				短 大 高 中		E-13以上			
(一)	支部、医療施設及び血液センターの係長(乙)、支部の主査(乙)、医療社会事業係長(乙)、看護学院の舎監(乙)	F	E		3	2	F-8以上		
					3		F-8以上		
	本社、支部、医療施設、血液センター及び施設の事務職員(甲)、児童指導員(甲)、保母(甲)、医療社会事業司(甲)、言語訓練士(甲)		6 9 13	F-10以上					
	本社、支部、医療施設、血液センター及び施設の事務職員(乙)、医療社会事業司(乙)、児童指導員(乙)、保母(乙)、言語訓練士(乙)	G	F	短 大 高 中	3 6 10	2	G-12以上		
		B	A			2	B-13	300床以上の医療施設若しくは採血本数月平均6,000本以上の血液センターの係長又は特に高度の技術及び経験を必要とする困難な業務を行なう有資格者(注1)で当該業務に従事し成績優良と認められる者	
一 般 職	技 能 職 員	C	B			2	C-13以上	高度な技術及び経験を必要とする困難な業務を行なう有資格者(注2)で当該業務に従事し成績優良と認められる者。	
		C	B			2	C-16以上		
		D	C	高 中 校 学	6 9	2	D-11以上		
		E	D	中 学	3	2	E-11以上		
(二)	労 務 職 員	甲	C	B			2	C-16以上	5人程度で行なう家政若しくは保清の業務に従事する者であって、上司を輔佐して当該業務を取りしきっている者(注3)又は建物若しくは重要な物件の監守に主として任ずる者で成績優良と認められる者。
			D	C			2	D-14以上	
		乙	D	C			2	D-14以上	
			E	D			2	E-14以上	

- (注) 1. 特に高度の技術及び経験を必要とする困難な業務を行なう有資格者とは、次に掲げる者をいう。  
 (イ) 経験年数20年以上の電気主任技術者若しくは1級ボイラー技士。  
 (ロ)、(イ)の者と同程度の技術若しくは技能及び経験を有する有資格者。  
 2. 高度な技術及び経験を必要とする困難な業務を行なう有資格者とは、経験年数15年以上のボイラー技士、自動車運転手、調理士、電話交換手若しくはこれに準ずるその他の有資格者をいう。  
 3. 「5人程度で行なう家政若しくは保清の業務に従事する者であって、上司を輔佐して当該業務を取りしきっている者で成績優良と認められる者」とは、当該施設において家政若しくは保清の業務に従事する者が全部で5人を超え、かつ、これらの者の配属の職場が異なり一団となっていない場合にはこれらのうち5人に1人の割合の者を含めることは差し支えないこと。

	現在の職名又は標準的職務内容	等 級	昇格させようとする等級又は職務内容	要 件				備 考
				学歴免許	在職年数(含経年数)	在級年数	基準等級号俸	
医 療 職 (一)	医師(甲)、歯科医師(甲)	C	B			2	C-12以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合、採用時当初から係長以上の役職に任用されている者については、左記要件の他に在職年数8年以上を必要とすること。
	医師(乙)、歯科医師(乙)	D	C		7	2		
	100床未満の医療施設の薬剤師、同調部長、100床以上の医療施設の薬剤師、薬剤部の課長、係長、300床以上の医療施設の薬剤士並びに技術の課長、血液センターの出張所長、課長並びに薬剤師の係長	C	B			2	C-12以上	
医 療 職 (二)	300床未満の医療施設の薬剤士並びに技術の課長、100床以上の医療施設の薬剤士並びに技術の係長、血液センターの係長	C	B			2	C-12以上	本表に掲げる昇格要件に基づき昇格させる場合は左記要件の他に、年齢40歳以上の者で給与要綱別表第6に格付けされている者と同等若しくはこれに準ずる業務執行能力がある者に限ること。
	薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師			大 学			C-17以上	
	薬剤師、300床未満の医療施設の薬剤士並びに技術の課長、100床以上の医療施設の薬剤士並びに技術の係長、血液センターの係長	D	C		5	2	D-12以上	
	診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、薬剤士、心理判定員、理学療法士、病理細菌検査員(甲)、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士			短大 3 短大 2	7 8		D-15以上	
	診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、薬剤士、心理判定員、理学療法士、病理細菌検査員(甲)、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士	E	D	短大 3 短大 2	2 3	2	E-10以上	
				高 中 校 学	6 10		E-12以上	
医 療 職 (三)	高度の技術又は経験を必要とする歯科衛生士、あんま師その他の有資格技術者	E	D	短大 3 短大 2	2 3	2	E-10以上	
				高 中 校 学	6 10		F-12以上	
	歯科衛生士、あんま師その他の有資格技術者、病理細菌検査員(乙)	F	E	高 中 校 学	3 7	2	F-10以上	
	保健、助産、看護の係長、保健婦、助産婦、看護婦、看護人	C	B	養成所	6	2	C-13以上	